

知って得する!

法律コラム



弁護士 根來真一郎

「保証」ってどういう制度ですか!?

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所: 〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋老番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所: 〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になります。

よつば総合法律事務所の弁護士の根來(ねご)です。

「保証」という言葉をよく耳にされることもあるかと思いますが。「保証」とはどのような種類があるのか、どのような効果があるのか等、今回はそんな「保証」についてお話をさせていただきます。

1 保証とは

「保証」とは、債務者が債務を履行しない場合に他の人がその履行をする責任を負うことです。民法においても446条1項という条文で、「保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う。」と明記されています。

具体的には、600万円の借金の保証人になると、保証人は債務者が借金を返せなくなってしまった場合に600万円を返済しなければなりません。お金を借りる場面等で債権者が保証人を求める大きな理由は、この人による担保の機能を確保するためです。

2 保証の種類

通常の保証であれば、皆様もイメージが付きやすいかもしれません。「保証」にはさらにいくつかの種類があります。

(1) 連帯保証

保証人が債務者と連帯して債務を負担する場合の保証が「連帯保証」です。

単なる保証」は債務者が債務を履行しない場合に保証人が責任を負うのに対し、「連帯保証」では債権者は本来の債務者よりも先に連帯保証人に請求することもできるようになります。専門的というと補充性がないということになります。

その点で、通常の保証よりも連帯保証の方が債権者に有利になります。

(2) 共同保証

今までは保証人が1人の場合を想定していましたが、複数人が保証債務を負担することが「共同保証」です。

「共同保証」には、①複数人がいずれも通常の「保証」である場合、②複数人がいずれも「連帯保証」である場合、③その他様々なパターンが想定されます。

①複数人がいずれも通常の「保証」である場合

各共同保証人は頭数で分けられた保証債務を負担します。債権者は頭数で分割された分しか保証人に請求することができません。具体的には、600万円の借金を2人で「保証」すると、各保証人は300万円ずつ保証したこととなります。

②複数人がいずれも「連帯保証」である場合

各共同保証人は全額について保証したこととなります。具体的には、600万円の借金を2人で「連帯保証」すると、各連帯保証人は600万円ずつ保証したこととなります。

(3) 根保証

今までは本来の債務が特定の1つであることを想定していましたが、現実では不特定の複数の債務を保証することもあります。継続的な関係から生じる不特定の債務についての保証を「根保証」といいます。

具体的には、信用保証(銀行と中小企業の間)の継続的な融資取引から生じる様々の債務を社長個人が保証する場合)、身元保証(雇用契約に際して、将来従業員が会社に損害を及ぼした場合に備えて親や親戚が保証する場合)、不動産賃借人の債務の保証(借家人が家賃を支払わなかった場合の債務を保証する場合)等が挙げられます。

3 最後に

「保証」についてご説明をさせていただきました。「連帯保証にはくれぐれも注意するように」等とよく言われることもあるかと思いますが、「保証」は保証人に甚大な影響を及ぼす可能性があります。また「保証」には様々な論点があり、とても複雑な制度です。「保証」についてお悩みの際は、弁護士によくご相談されることをお勧めいたします。